

第8回 議会運営委員会

開催日	令和2年6月3日（水曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 31 会議室	
開催時間	9:28～11:59	
出席者	議員	福永委員長・久我副委員長・小池委員・川口委員 ・中野委員・安藤委員・井上委員・鞭馬議長
	事務局	古賀事務局長・山田主幹
	執行部	なし
欠席者	なし	
傍聴者	八尋議員・案浦議員	
協議項目	<p>1：令和2年度の委員会視察について 5月1日、議長からの「今年度の視察費用288万円について、全額減額し、町の新型コロナウイルス対策に充てては。」との提案に対し、各委員会の意見をまとめた。 3 常任委員会による協議結果は、以下のとおり。 総務⇒今の段階で予算は減額せず、視察の実施は状況を見て判断 建設⇒4対1で予算は減額せず、議員の権限として基本的に視察は実施する方向で 厚生⇒賛否が半々で、予算は減額せず 以上により、議会運営委員会と3 常任委員会の視察費は、予算減額を行わないことに決定。</p> <p>2：令和2年第7回会議報告書について 案を委員会で確認、内容を一部修正し、近日中に議会HPへ公表する。</p> <p>3：視察の総括について 令和2年2月に実施した当委員会の視察（福島県会津若松市議会等）の総括については、次回の会議時に委員長による総括（案）を提示することで一致した。 視察後の当委員会で取り組む課題については、 ①町民と議員による、町執行部への政策提言について</p>	

	<p>②正副議長選挙の議場における所信表明についての2点とする。</p> <p>4：議長の諮問について（諮問順に記載）</p> <p>①町長の専決処分事項の指定に関する条例について 6月定例会後、各委員会で協議する予定。</p> <p>②粕屋町議会基本条例の検証について 前文、及び、第1条～第11条まで見直し案を協議する。 残る、第12条～第23条は、次回の会議で協議する</p> <p>③委員会条例の見直し・検証について 協議できず。次回の会議で協議する。</p> <p>④議員研修の見直しについて</p> <p>(1)新人議員（1期目のみ）の中央研修について 改選後、2年目に中央研修を実施する（予算計上が必要）。 また、議長、その他議員による「議員の心得」のレクチャーは、改選後、5～6月にかけて実施予定とする。 執行部（各課より）からのレクチャーは、改選後、6月～7月にかけて実施予定とする。</p> <p>(2)議会運営委員会及び常任委員会の視察研修の隔年実施について 現状、各委員会（議運と3常任委員会）の視察は、毎年実施している。 各委員会の隔年実施については、各委員会に持ち帰り、各委員会の結論を8月中旬以降に議運で集約予定。</p> <p>⑤議会 ICT 化の推進について タブレット端末の近隣議会の導入実施団体（篠栗町議会・須恵町議会）の視察を6月20日～7月上旬でお願いできないか日程調整をする。</p> <p>⑥議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 9月定例会に協議開始予定とする。</p> <p>⑦議員相互間の自由討議の活性化について 自由討議については、議会基本条例の条項に明文化されているが、粕屋町議会では、定着していないのが現状。 今後は、委員会審査が終了し、委員会採決前（執行部退席後）に議員間の自由討議を実施するものとする。自由討議の実施の有無については、委員長判断による。（基本的には、委員会で全会一致にまとまる事案は除く。）</p>
その他	